

随 意 契 約 理 由

令和 7 年(2025 年)7 月 1 日

契 約 担 当 課 名	学校教育課
発 注 担 当 課 名	学校教育課
契 約 名 称	庄内西校区アンダーパス付近防犯カメラ設置事業に係る賃貸借契約
契 約 内 容	庄内西校区アンダーパス付近防犯カメラ設置事業に係る賃貸借契約
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）7 月 1 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年（2025 年）9 月 1 日から令和 12 年（2030 年）8 月 31 日
契約の相手方 （所在地・名称）	NX・TC リース&ファイナンス株式会社 大阪支店 （大阪府大阪市北区中津 5 丁目 4 番 10 号）
契 約 金 額	732,600 円
随 意 契 約 理 由	（地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第2号に該当） 本契約は、令和 8 年度から豊中市立庄内西小学校が豊中市立庄内よつば学園の敷地内に移転することに伴い、児童の登下校の安全確保のために設置するものであり、危機管理課が所管する「令和 6 年度豊中市暮らし安心・安全見守りカメラ設置事業に係る賃貸借契約」において契約した防犯カメラと同等の機能・機種を 3 台増台して設置し、教育委員会事務局が所管するものである。 地域からの要望により設置に係る事務を進めてきたが、学

校の移転時期に間に合わせるためには、迅速にとりかかる
必要があり、この地域で危機管理課が所管する上記の見守
りカメラを設置している業者が設置を行うことで、工期を
最短まで短縮できるほか、安価で提供を受けることができ
るものである。

また、防犯カメラ映像等の再生が必要となった場合、再生
に必要な専用端末機器（ノートパソコン）は、危機管理課
が所管する機器を使用して行うものであり、そのため、教
育委員会事務局が、別途専用端末機器を整備しない限りは、
先に危機管理課が設置した際の受注業者と同業者でなけれ
ば、新たに機器の賃貸借の必要が生じ、追加の費用が発生
することとなるため。